

議案第155号

川崎市水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市水道局企業職員定数条例（昭和42年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市上下水道局企業職員定数条例

第1条中「川崎市水道局企業職員」を「川崎市上下水道局企業職員」に改める。

第2条中「791人」を「1,202人」に改める。

第3条中「水道局長」を「上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道事業及び工業用水道事業の職員定数と下水道事業の職員定数とを一本化すること等のため、この条例を制定するものである。